○中部地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十九日

中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊賀市下柘植字界外六七六〇番から同市下柘植字段木五一五二番三まで	前	四四・二三～六〇・九一メートル	〇・六一一キロメートル
	後	四五・四一～九三・五九メートル	〇・六一一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十九日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	名古屋市名東区高針原二丁目七〇七番から同市天白区梅が丘五丁目一〇七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所
〃	名古屋市天白区平針一丁目一〇七番から同市天白区中平三丁目一〇四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	名古屋市天白区中平四丁目一一五番から同市天白区高島一丁目一七一五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十二年九月二十九日

○九州地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十九日

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号及び三百二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
延岡市北川町長井字竹瀬五二一八番一から同市北川町長井字坂本五二八八番一まで	前	一一・五〇～六三・〇〇メートル	〇・七五五キロメートル
	後	二四・八〇～九一・二〇〇〇メートル	〇・六四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

国会事項

衆議院

報告書受領

九月二十四日会計検査院長西村正紀から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「株式会社整理回収機構が保有する平成十一、十二両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金について、その有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させるなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう内閣府特命担当大臣に対して意見を表示したもの」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう国土交通大臣に対して意見を表示したもの」

参議院

報告書受領

九月二十四日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「株式会社整理回収機構が保有する平成十一、十二両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金について、その有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させるなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう内閣府特命担当大臣に対して意見を表示したもの」についての報告を受領した。

また、同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう国土交通大臣に対して意見を表示したもの」についての報告を受領した。

また、同日国立国会図書館長から、国立国会図書館法第六条の規定による平成二十一年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　仙谷　由人

外務大臣前原誠司帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○環境大臣臨時代理解職

同　鹿野　道彦

環境大臣松本龍帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　鹿野　道彦

内閣府特命担当大臣松本龍帰朝につき内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を免ずる（以上九月二十六日）

農林水産省

（生産局畜産部畜産振興課需給対策室長）農林水産事務官　小林　栄隆

辞職を承認する（九月二十三日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事　今崎　幸彦

最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる

最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京地方裁判所判事　中村　愼

最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる（以上九月二十四日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）

有馬　重昭　大輪　守人　鈴木　誠至

従五位に叙する（各通）

五十嵐　庸　氏家　英峰　三條　利弘

高佐　滿　堀田　秀行　山口　忠臣

正六位に叙する（各通）

梅田　實　小野　正廣

（三鷹市議会議員）

菊池　凡夫　後藤　敏明　加藤　久平

従六位に叙する（各通）

山本　憲修